

フランス法上の集合著作物をめぐる最近の展開

長塚 真琴

はじめに

- 一 一九八〇年代までの状況
- 二 一九九〇年代の判決
- 三 学説の俯瞰
- 四 若干の考察と今後の課題

はじめに

フランスの著作権法では、「自然人または法人の発意に基づいて創作される著作物でその指示とその名の下に出版、発行、および公表されるものであり、かつ、その作成に参加する各著作者の個々の寄与が、実現された全体について各著作者に個別の権利を付与することができることなく、寄与がそのために構想されたところの全体の中に融合しているもの」⁽¹⁾を集合著作物と呼ぶ（知的所有権法典L.113-2条三項）。そして、集合著作物は「反対の証拠がない限り、集合著作物がその名の下に公表される自然人または法人の所有」に属し（同L.113-5条一項）、「この自然人または法人は、著

作者の権利を付与される」(同条二項)。

筆者は、一九九六年に公表した小論で、集合著作物制度の概括的な紹介を試みた(拙稿「フランスにおける集合著作物制度」著作権研究二二号(一九九六年)四九頁、以下「旧稿」と略称する)。しかし、「実現された全体について各著作者に個別の権利を付与することができることなく」の要件を比較的詳細に検討しえた他は、条文を逐語的に説明するにとどまった観がある。また、執筆時期に比して収集した資料が古く、検討の対象が主として一九八〇年代までの判例・学説に限られてしまった。

その後四年が経ち、フランス著作権法の研究は、著作者人格権に関するものを中心に、次第に盛んになりつつある。⁽²⁾しかし、集合著作物に関し、旧稿の不十分さを指摘し、補うような研究は現われていない。

振りかえってみれば、旧稿を公にすることを考え始めた一九九三年頃にはすでに、集合著作物をめぐって、本稿で紹介するような急激な展開が起こっていたことになる。すなわち、法人がある著作物を「利用」して、その創作に関わった自然人から権利主張がない場合には、侵害をはたらく第三者との関係では、法人自らが著作権者であることを主張し侵害差止などの請求をできるといふ趣旨の破毀院判決が、一九九〇年代に相次いで下されたのである。

そこで、本稿では、まず従来の問題状況を整理する。続いて、一連の判決を、それぞれにみられる特徴的な発想や、集合著作物に関する法典L.113-2条およびL.113-5条との関係に留意しつつ紹介する。次に、一連の判決の把握のしかたについての議論を紹介し、最後に若干の考察を加え今後の研究課題を明らかにする。

一 一九八〇年代までの状況

フランス著作権法では、法人は創作をなしえないので、自然人のみが著作者となりうる⁽¹⁾と考える(著作者自然人主義

の原則）のが通説であり、日本の著作権法一五条のような規定はない。著作権が法人に原始的に帰属するのは、ソフトウェアの職務著作の場合（法典Ⅰ.113-9条三項）を除けば、集合著作物の要件を満たした場合のみであると考えられてきた。また、法人が著作権を承継取得したことを主張するには、著作者が書面により著作権の移転に合意したことを立証しなければならなかった（法典Ⅰ.131-2条一項、Ⅰ.131-3条一項）。仮に著作者が法人の従業員であっても、書面は必要とされてきた。⁽³⁾

ところが、一九八〇年代までの破毀院は、——旧稿五三頁で指摘したような動揺を見せながらも、概して——集合著作物の成立を容易には認めなかった。⁽⁴⁾ 著作物の創作に参加した自然人の誰にも、その全体についての不分割（*indivis*）の権利を与えられない場合、すなわち、全ての参加者が自分に割り当てられた部分を完成させることに没頭し、著作物全体についての構想は専ら、著作物の創作を主導する者（法人であってもよい）が担っていたような場合（旧稿五一頁）に限り、成立を認めてきたのである。

そうすると、法人は、自ら著作権者として第三者に対し侵害訴訟を提起したいが、著作権の移転を証する書面を何らかの理由で提出できない場合、集合著作物の要件解釈を緩和するよう求めるか、あるいは、集合著作物制度の枠の外で、自らに著作権が原始的に帰属する旨を主張するほかない。

しかし破毀院は、後者のような主張もまた認めなかった。一九五七年法八条（法典Ⅰ.113-1条、日本の著作権法一四条に相当）を手がかりとして、集合著作物制度によらず法人に著作権を原始的に帰属させた原判決を破棄した例があるので紹介する。

〈判決1〉 破毀院民事一部一九八二年三月一七日判決（ライター）⁽⁵⁾

有名な Dupont 社が一九六二年に「集会的に」創作したライターのモデルに関する事案である。同一モデルのライター

一が Davidoff 社など四社から販売されたので、Dupont 社が損害賠償を求めて提訴した。Dupont 社の側で、当該ライターが集合著作物の要件を満たすことも、著作者から書面で著作権の移転を受けたことも証明できていないにもかかわらず、原判決は、一九五七年法八条より、著作者の資格は反証がない限りその名のもとに著作物が公表された者に属すると判示して、請求を認容した。Davidoff 社らが破棄申立し、破毀院は以下のように判示して原判決を破棄した。

一九五七年法八条、九条（法典 L. 113-2 条）、一三条（L. 113-5 条）より、法人は、集合著作物の場合にのみ、著作権を原始的に付与される。原判決は、八条に基づいて、Dupont 社を、その名の下に著作物が公表され反証もないことを理由に著作権者と認め、損害賠償請求を認容した。しかし原判決は、当該著作物が集合著作物の要件を満たすことを明言しておらず、これは上記の各条文の解釈を誤ったものである。

破毀院はこのように、一九五七年法八条による著作者の推定が法人には及ばない旨を明示した。一九九〇年代に入っても、一九九一年二月一九日判決（何らかの商品、詳しい事案は調査未了⁽⁶⁾）では、一九五七年法八条は法人には適用されないという判断が示されていた。

一一 一九九〇年代の判決

ここでは、一九九〇年代に破毀院民事一部で下された七件の判決を紹介する。これらは主にファッションや応用美術をめぐる事例であり、日本でなら不正競争防止法二条一項三号で解決されるようなものが多い。どの事件でも、著作者人格権の侵害は問題になっていない。なお、これらのうち、判決 2、5 と 7 は Grégoire 裁判長、判決 6 と 8 は Lemontey 裁判長による判決である。

〈判決2〉 破毀院民事一部一九九一年一〇月二二日判決⁽⁸⁾（布）

Roannais 織物会社が、自社の商品と同一モデルの布を輸入している会社を、著作権侵害で訴えた事例である。原判決は、Roannais 社は集合著作物の所有者とはいえないとして請求を棄却した。破毀院は Roannais 社の破棄申立を受け容れ、以下のように判示して原判決を破棄した。

一九五七年法九条（法典 L.1132 条）三項の他の要件を満たす場合には、ある著作物の全体について、その制作に参加した個々の著作者に不分割の権利を与えられないようなものが、集合著作物となる。原判決はこの条文に違反し、破棄に値する。輸入された布が Roannais 社の販売しているものと同一年である場合に、この布の創作に関わった者やその役割分担が明らかでなく、創作担当部長の役割や権限も明らかになっていないからといって、一人または多数の創作者の誰からも権利主張がないのに、Roannais 社の訴えを退けたからである。

この事件で破毀院は、布の創作に実際に関与した創作者から権利主張があることを、集合著作物の性質決定（qualification）の要件とする解釈論を初めて打ち出した。その際、集合著作物の性質決定をしないことは、「ままある侵害者の利益のみに」つながると判示しているのが注目される。

〈判決3〉 破毀院民事一部一九九三年三月二四日判決⁽⁹⁾（ドアノブ）

ドアノブのモデルに関する隷属的模倣の事例である。Bezault 社は、一九五九年にドアノブのモデルをその名の下に公表し、以来、その名の下で「利用」（詳細は明らかではないがおそらく販売）してきた。そして、Michallon et Prat 社が利用していたモデルは、Bezault 社製品のデッドコピーであった。そこで、Bezault 社は著作権侵害と不正競争で Michallon et Prat 社を提訴した。

原判決は、Bezault社はモデルが集合著作物の定義を満たすことを証明していないとして、同社の当事者適格を認めなかった。Bezault社からの破棄申立が認容され、以下のように破棄判決が下された。

Bezault社が問題のモデルをその名の下で公表し利用しているにもかかわらず、それが制作に参加した自然人らの共同著作物ではないことを明示せず⁽¹⁰⁾に、Bezault社が集合著作物の所有者であることを反対の証拠をまたず否定した点は、法典L. 113-1条三項とL. 113-5条に違反する。

判決2と同様に、Bezault社に集合著作物の立証責任を負わせなかった例といえる。この事件で特徴的なのは、ドアノブのモデルが制作された時期が一九五九年にさかのぼることである。当時の制作参加者を探し出して、制作態様が集合著作物の要件を満たしていたことを証言させるのは容易でないことに、判決は配慮したのだと思われる。また、法典L. 113-2条およびL. 113-5条にいう「公表」には、企業が著作物を商業的に「利用」することも含むとする解釈が打ち出されたことにも、注目する必要がある。

〈判決4〉 破毀院民事一部一九九三年三月二四日判決（写真）⁽¹¹⁾

判決3と同日に、同じ民事一部で、同じ裁判官によって下された別の判決である。

SMD出版・広告会社が絵葉書を販売していたところ、それと同一の写真が一四枚、Aéro社の編集にかかるある地方の観光案内パンフレットに掲載されていたとして、SMD社が観光案内所とAéro社を訴えた事例である⁽¹²⁾。原判決では、当該写真のネガが集合著作物であること、それに関するSMD社の著作権が侵害されたことが認められた。Aéro社は、SMD社はネガがその従業員によって制作され、著作者に不分割の権利を付与するのは不可能であることを立証していないとして、破棄申立をした。破毀院は以下のように述べて破棄申立を棄却した。

問題の複製行為がおこなわれた際、SMD社はその名の下に問題の写真を商業的に利用していたのであり、ネガ

の制作にあたった一人または複数の自然人の側から何の権利主張もない場合、このような占有の行為は、侵害をはたらく第三者との関係では、著作物の性質決定がどうあれ、SMD社がそれに関し著作者に与えられる無形の所有権を有することを推定させる性質のものといえる。原判決の理由に代えてこの理由により、原判決は正当である。

この判決は、「著作物の性質決定がどうあれ」——それが集合著作物であってもなくても——、それを商業的に利用していた法人が、侵害をはたらく第三者との関係では、著作者に与えられる無形の所有権を、実際の創作者からの権利主張がないことを条件に、民法の占有理論により取得すると初めて判断した、極めて重要な判決である。⁽¹³⁾ 判決3と同様、この判決の背景には、実際に写真を撮った者が消息不明になっているなどの事情があるのだろうと推測される。

〈判決5〉 破毀院民事一部一九九五年一月三十一日判決（洋服）⁽¹⁴⁾

洋服のデザインに関する侵害事例である。意匠法（法典L.511-1条以下）の事件でもあるようだが、Dalloz誌には著作権に関する判示のみが掲載されている。以下のように、侵害に問われた会社からの破棄申立が棄却された。

二つのアパレル会社から選ばれた複数のデザイナーがグループで制作し、この二つの会社が公表し利用していた複数のデザインにつき、それらを制作した自然人らの側から権利主張がない限り、二つの会社による占有の行為から、侵害をはたらく第三者との関係では、著作物の性質決定がどうあれ、二つの会社がそれに関し著作者に与えられる無形の所有権を有することが推定される。

判決4に酷似した判示であるが、「著作者に与えられる無形の所有権」が、デザイナーらが勤務する二つの会社に帰属するとされたところが注目される。ただし、二つの会社がその権利をどのような割合で持つのかなど、詳細は明らかではない。

〈判決6〉 破毀院民事一部一九九六年一月九日判決（裝飾盆¹⁵）

破棄申立人は有名なDior社である。問題の裝飾盆を創作したのはイタリアの会社であり、Dior社はその商標を付してそれをフランス国内で販売していた。裝飾盆の類似品が出回ったため、Dior社がそれを販売した会社を訴えたものと思われる。ここでも意匠権侵害が別途問題になっているが、商標権侵害は問題になっていない。類似品にDiorの商標が付されていたわけではないのだろう。Dalloz誌とRIDA誌には、著作権に関する判示のみが掲載されている。

原判決は、Dior社は、実際の著作者による著作権譲渡の証拠を提出していないので、提訴できないとした。しかし破毀院は以下のように判示し、原判決は法典L.113-5条に違反するので破棄を免れないとした。

著作物を完成した一人または複数の自然人の側から権利主張がない限り、それを法人がその名の下に利用するという占有の行為は、侵害をはたらく第三者との関係では、著作物の性質決定がどうあれ、この法人がそれについて著作者に与えられる無形の所有権を有することを推定させる。

判決4および5に酷似した判示であるが、「その性質決定がどうあれ」という部分は特別の重みを持つ。なぜなら、この事件では、Dior社はイタリアの会社（の従業員）の創作にかかる裝飾盆を販売していたにすぎず、その創作を発意したかどうか不明であり、それがDior社の集合著作物と性質決定されない可能性が高い。つまり、他社の集合著作物あるいはその従業員による共同著作物について、実際の著作者からの譲渡を証する書面なしに、販売者が著作権者と推定されることになるのである。

しかも、このような判断が、法典L.113-5条を明示しておこなわれていることは見逃せない。本稿の冒頭に引用した同条によれば、「集合著作物は」反対の証拠がない限り、その名の下にそれを公表した法人の所有に属するのであるが、本判決は「集合著作物であろうとなかろうと」同様の結果を推定されると判示した。これは相当に大胆な法解釈で

あるといえよう（ただし、後述の三一参照）。

〈判決7〉 破毀院民事一部一九九六年七月三日判決（ソフトウェア）⁽¹⁶⁾

フランスでは、一九八五年七月三日法四五条（法典L.113-9条）により、ソフトウェアの職務著作に関しては、従業員から使用者への、著作財産権の法定譲渡を認めることとなっている。⁽¹⁷⁾ この事件では、一九八五年法の施行前に制作されたために同条の適用を受けないソフトウェアについて、使用者が自ら著作権を有することを主張した。⁽¹⁸⁾ すなわち、IFG社は、NCI社が自社のソフトウェアの著作権を侵害したと主張した。しかし原判決は、IFG社が自社に創作者の資格があることを立証しえていないとして退けた。IFG社が破棄申立をし、破毀院は以下のように判示して原判決を破棄した。

法典L.113-9条に照らし、著作物をその名の下に公表し利用する法人は、侵害をはたらく第三者との関係では、それについて著作者に与えられる無形の所有権を有すると推定される。IFG社がソフトウェアを利用していた以上、同社が権利者と推定されることに対し反証を挙げる責任はNCI社にあり、原判決は同条の解釈を誤っている。この判決の読み方ないし位置付けについては議論があり、それは三で紹介する。ここでは、判決6と同様に法典L.113-9条の解釈として判決が下されていること、および、判決4と6に比べて判示が簡潔になり、「著作物を完成した自然人の側から権利主張がない限り」と「その性質決定がどうあれ」が抜け落ちたことを指摘しておく。

〈判決8〉 破毀院民事一部一九九八年一〇月一三日判決（ユニットバスの部品）⁽¹⁹⁾

ユニットバスの部品に関する隷属的模倣の事例である。事案の詳細は明らかではないが、メーカーであるAuren社が、二つの販売会社（Bloc社とFCE社）に、ほぼ同一の製品を卸していたことから紛争が生じたと考えられる。原判

決は、Bloc社がFCE社に対し侵害訴訟を提起しうることを認めた。FCE社は、部品はBloc社の集合著作物ではなくAuren社との共同著作物であるとして、Bloc社とAuren社を相手に破棄申立をした。破毀院は以下のように述べて破棄申立を棄却した。

Bloc社は問題の製品を製作し流通させたのであるから、同社がそれについて著作者に与えられる無形の所有権を有することが推定され、同社が侵害を主張することは許される。共同著作物の認定をしなかった原判決は正当である。

本判決には特に条文が引用されておらず、判決7にも増して簡潔な判示がなされている。あまりに簡潔であるため、Bloc社は集合著作物の著作権を有すると推定されるのか、それとも判決4〜6のように集合著作物であってもなくともその著作権を有すると推定されるのかは明らかではない。

三 学説の俯瞰

判決2から7までをどのようにとらえるかに関し、学説上若干の議論がある。特に、判決6と7との間に、判例理論としての一貫性があるかどうかについて見解が分かれている。ここでは議論の様相をかいつままで紹介する。

1 一貫した判例理論の下で把握しようとする見解

Goutalは、判決4で示された理論、すなわち、「法人がその名の下に著作物を利用して、その制作にあたった一人または複数の自然人の側から何の権利主張もない場合、法人によるこのような占有の行為から、侵害をはたらく第三者との関係では、著作物の性質決定がどうあれ、法人がそれに関し著作者に与えられる無形の所有権を有することが推

定される」という理論が、判決7においても維持されたと主張する⁽²⁰⁾。

彼によると、判決7は、破棄判決は条文を明示して下すという形式上の制約に従い、他に適当な条文がないから「113-5条を示したにすぎない」という。だから、同条の明示と、それに合わせて「著作物の性質決定がどうあれ」という文言が判決文からなくなったことは、破毀院が判決7で法人を「集合著作物の」権利者と推定したと考える根拠にはならないとされる。また、「著作物を完成した自然人の側から権利主張がない」という条件は、法人による占有の行為が認められる場合、すなわち、法人によって著作物が平穩に利用されている場合には当然満たされるので、省かれたのだとされる⁽²¹⁾。

彼は、集合著作物の成否を、「一人または多数の創作者の誰からも権利主張がないこと」などという、条文にない要件で判断するのは誤りだとして、判決2を批判する⁽²²⁾。法人が侵害者をどんどん訴えたいという要求には、むしろ集合著作物の要件に縛られない解決がふさわしいという。そして、フランス民法上の占有理論は、争いはあるが無体物にも適用可能であろうとして、判決4の理論を支持する⁽²³⁾。

ただし、それを支持するのはあくまで企業と侵害者との関係においてであり、企業とその下で創作行為をおこなう者との関係においては別だとしている。彼は、すべての場合において企業に著作権を集中すると創作者からあまりに多くを奪いすぎ、著作者自然人主義の原則をすべての場合に貫くと企業を侵害者に対してあまりに弱い立場に置くという問題意識の下で、それを支持しているのである⁽²⁴⁾。

2 判例理論の動揺を認める見解

Edelman は、判決2・3を集合著作物の要件に沿って形成された判例に、判決5・6を集合著作物の要件にとらわれず独自に形成された判例に分類する⁽²⁵⁾。そして、著作者自然人主義の原則に忠実だった判決1から、だんだんと、より

企業の利益をはかる判例理論が形成されていったところ、判決7でそれが少し逆戻りしたと位置付けている。彼によれば、判決7は、法人は「集合著作物の」権利者と推定されるが、創作に参加した自然人のみならず、侵害訴訟の被告からも反証を提出できる趣旨だという。これに対して、判決5・6の論理では、創作に参加した自然人が権利主張しなければ（それ以外の者から反証は提出できないのだから）、法人が著作権者であるとの推定は覆されないことになり、結局、法人はほぼ反証不能の推定を受けるのだ⁽²⁶⁾という。

しかし、この点の相違はそれほど重要なのだろうか。実際の訴訟において、侵害訴訟の被告が、原告の当事者適格の推定を覆すため、原告のかつての従業員で問題の著作物の制作に関わった自然人を探し出して、証言させることはないのだろうか。このような証人は証拠として採用しないのだろうか。

また、彼は、「事典、辞書、ポスターなど」を「伝統的著作物」に、「プログラムやデザイン・モデルなど」を「産業的著作物」に分類し、前者には集合著作物制度の厳しい要件をクリアすることを求めているが（著作権の論理）、後者には、集合著作物制度の枠組を離れて法人を権利者とする解決（産業の論理）がふさわしいとする⁽²⁷⁾。しかし彼は、産業の論理を初めて打ち出した重要な判決であるはずの判決4を、検討対象としていない。写真の分類に迷ったのだろうか。だとすればこの分類は有効か。

各学説の検討はここでの目的ではないのでこれ以上は差し控えるが、疑問が残ることは確かである。

3 判断を留保する見解

Frangonは、Dalloz誌における判決7への評釈（注（16）参照）で、判決4〜7を挙げ、これらの判決が様々に違っているのは、それぞれの事実関係の違いに対応しているだけなのか、それとも判例理論の変遷といえるのかはわからないとする。

そのような慎重な態度をとりつつも、判決6と7は、L.113-5条を引用した以上、単に集合著作物の推定をしたにすぎないのだと述べている。このような考え方は前出のGoutalの説明と真向から対立し、Edelmanとは比較的近い。Frangonはまた、占有理論は無体物には通用しないので、判例7から「著作物の性質決定がどうあれ」の文言が削られたのだろうとする。この点もGoutalの見解と対立する。

Frangonは、伝統的な著作権法学の立場から、判決4と7をまとめて批判する。それによると、まず、このように法人の地位を強化することは、著作者自然人主義の原則からの逸脱であり、「侵害との闘い」のためとはいえ許されるものではないという。次に、一連の判決はその正確な射程が明らかでなく、法的安定性の欠如を招きかねないという。

四 若干の考察と今後の課題

判例理論の一貫性に関しては、Frangonの見解が正しいように思われる。さらに今後の展開をみないと何ともいえないのではないだろうか。判決8では判決7の簡潔な表現が、判決6を書いた裁判官によって踏襲されたが、これをもって判決4と6における理論が変更されたというのは、まだ早すぎるだろう。また、これから現われるものも含め、それぞれの判決の事実関係をより詳細に検討しなければならない（本稿では必ずしも十分にできなかった）。どう考えても集合著作物とは性質決定できない著作物について、著作物を利用する法人を権利者の地位につけてこそ、真に集合著作物の要件にとらわれない判決だといえるからである。二で紹介した中では、判決6がそれに近いのではないかと思われる。

筆者にはむしろ、同じ裁判長が同じ法廷で同日に下した判決3と4における理論構成の相違が理解しがたいが、この点の解明は今後の課題となる。しかし現時点においても、フランスの破産院が、法典L.113-2条三項該当性の立証責

任を緩和（三二のような議論もあるので、転換とはいわないでおく）するか、あるいは、占有理論を介して同条項該当性の判断を回避することにより、L. 113-5条の帰結（企業が著作権者と推定され、侵害者への権利行使が許される）を、これまでより広く認めるようになってきたとはいえるだろう。

筆者は、資本制下における著作権法の存在理由は、生身の著作者の財産的・人格的利益の保護と、著作物の制作や流通のための投資へのインセンティブ確保の両方であると考ええる。集合著作物制度は、出版社を海賊版から保護するためになされた一九世紀の判決に端を発する、明らかに後者に力点を置いた制度である（旧稿五九頁以下参照）。それは、著作者自然人主義の原則を掲げ著作者の利益の強力な保護を実現した一九五七年法の下でも、一片の条文として生き残った。そして、「例外」として厳格に解釈されつつ、細々と生き長らえてきたのだと思われる。

現在、外国特にアメリカ企業との競争に勝つため、映画などについて「企業著作者」に権利を集中させるべきことを提唱する声や、⁽²⁹⁾いわゆるブランド品に関する国を挙げた「侵害との闘い」を叫ぶ声が強い。⁽³⁰⁾これらが、著作権法を投資保護法として理解する傾向に拍車をかけ、破毀院に、集合著作物制度を足がかりとする一連の判決を書かせたのだろう。しかし、企業を原始的に著作権者の地位につけることは、それと契約を結んで創作行為に携わった生身の著作者の経済的利益を脅かす。集合著作物の場合、その制作に参加した個々の著作者の報酬は定額払でよいと考えられている（旧稿五八頁）。これは集合著作物ではない場合にもおそらく類推され、個々の著作者は、著作物の利用から生じる収入に比例する報酬を享受するという原則の適用を、受けられなくなるだろう。Goutalが指摘するとおり、著作者と企業の間で著作権の帰属が争われる場合には、一連の判決のような解決はとられるべきではない。

筆者は、集合著作物制度という「例外」を置いて資本の論理と折り合いをつけながら、著作者自然人主義の原則による強固な著作権保護を実現していったところに、「フランス著作権法の生きた現実」⁽³¹⁾があるのではないかと考えている。集合著作物制度が果たしてきた／果たしている役割を、歴史的にも同時代的にも、どれほど詳細に解明できるかが今後

の課題となろう。⁽³²⁾⁽³³⁾

◆注

- (1) 条文の訳は、大山幸房訳『外国著作権法令集(一八)フランス編』(社)著作権情報センター、一九九六年)に、おむね依拠している。また、知的所有権法典を以下「法典」と略称する。
- (2) 板倉集一「契約による著作者人格権の制限序説——フランス法を中心として——」平成法学二号(一九九六年)九一頁、藤川純子「著作者人格権を制限する契約と公序良俗論」国際公共政策研究三巻一号(一九九八年)一三五頁、同「フランス法における著作者人格権と権利濫用論」同三巻二号(一九九九年)一二一頁、多賀谷一照「インターネットとマルチメディア著作物——フランス法の場合」ジュリスト一一五四号(一九九九年)八二頁、駒田泰土「有体物の外観利用と所有権——カフェ Gondrée 事件フランス判例——」コピライト四六六号(二〇〇〇年)三四頁、同「カフェ Gondrée 事件破毀院判決をめぐるフランスの議論状況」同四七〇号(二〇〇〇年)三六頁。
- (3) 拙稿「ソフトウェアの職務著作に関するフランス法」紋谷暢男教授還暦記念論文集『知的財産権法の現代的課題』六一〇頁以下。
- (4) A. Lucas, H.-J. Lucas, *Traité de la propriété littéraire et artistique*, Litec 1994, pp. 192-193.
- (5) Cass. 1^{er} civ., 17 mars 1982, Sté Davidoff & Cie, Sté Lascaux & Cie et Sté Oettinger Inex c/ S.A. Dupont, RIDA n° 114, oct. 1982, p. 155.
- (6) Cass. 1^{er} civ., 19 févr. 1991, Sté Technal c/ SARL Stocalu, D.S. 1991, IR p. 75.
- (7) 法典 L.112-1 条一〇号および一四号により、著作物として例示されている。これらに対して著作権保護が具体的にどのように及んでいるかは、それ自体興味深いテーマであるが、その研究は今後の課題とする。
- (8) Cass. 1^{er} civ., 22 oct. 1991, Sté Tissages Roannais c/ SA Stock Union, D.S. 1993, *Sommi.* p. 85, obs. Colombet; RIDA n° 152, avr. 1992, p. 184.

- (9) Cass. 1^{er} civ., 24 mars 1993, SA Bézault c/ SARL Michallon et Prat, *JCP* 1993, II, n° 22085, 1^{er} espèce, note Greffe; *RIDA* n° 158, oct. 1993, p. 203.
- (10) L.113-2 条の誤りと思われる。
- (11) Cass. 1^{er} civ., 24 mars 1993, SA Aréo et a. c/ Syndicat d'initiative de l'office de tourisme de Villeneuve-Loubet et a., *JCP* 1993, II, n° 22085, 2^e espèce, note Greffe; *RIDA* n° 158 oct. 1993, p. 200.
- (12) *JCP* 誌では、当事者は Aréo 社他對観光案内所他となっており、SMD社が写真の著作権者と認められるかどうかという点以外にも争点があるようだが、原判決が入手できないため、訴訟全体の構造は必ずしも明らかではない。
- (13) 判決らおよび6の他、Cass. 1^{er} civ., 4 mai 1994, Sté Chanel c/ Sté Diana Vicenza et a., *RIDA* n° 163, janv. 1995, p. 201 (くんとスグ) と Cass. 1^{er} civ., 28 mars 1995, Sté Thérmapac et a. c/ Sté Seprosy et a., *RIDA* n° 165, juill. 1995, p. 327 (卵ケース) も追隨しているが、詳しい紹介は他日を期したい。
- (14) Cass. 1^{er} civ., 31 janv. 1995, SA Vêtement Soleil Pluie et a. c/ SARL Sublim et a., *D.S.* 1995, *Somm.* p. 287, obs. Colombet.
- (15) Cass. 1^{er} civ., 9 janv. 1996, SA Christian Dior c/ Sté Carl und Leissl OHG et a., *D.S.* 1996, *Somm.* p. 285, obs. Burst; *RIDA* n° 169, juill. 1996, p.341.
- (16) Cass. 1^{er} civ., 3 juill. 1996, Sté Informatique Formation et Gestion c/ Sté Nouveau Concept Informatique, *D.* 1997, *Jur.* p. 328, obs. Françon; *RIDA* n° 174, oct. 1997, p. 315.
- (17) 拙稿・前掲六頁以下、特に六二四頁以下。
- (18) J.-L. Goutal, Présomption de titularité des droits d'exploitation au profit de personnes morales: la Cour de cassation maintient sa jurisprudence, *RIDA* n° 175, janv. 1998, p. 93 note 3.
- (19) Cass. 1^{er} civ., 13 oct. 1998, Sté FCE Internationale c/ Sté Aurren et Sté Bloc Bain Jet, *RIDA* n° 179, janv. 1999, p. 385.
- (20) Goutal, op. cit., p. 68.

- (21) Ibid., p.83 et s.
- (22) Ibid., p. 71.
- (23) Ibid., p. 81.
- (24) Ibid., p. 93.
- (25) B. Edelman, L'oeuvre collective: une définition introuvable, *D.* 1998, *Chron.* pp. 142-143.
- (26) Ibid., pp. 143-144.
- (27) Ibid., p. 144.
- (28) H. Desbois, *Le droit d'auteur en France*, 3e éd., Dalloz 1978, n° 167 et s.
- (29) B. Edelman, *La propriété littéraire et artistique*, 2e éd., PUF (Que sais-je? 1388) 1993, p. 92.
- (30) これはもちろん、著作権法の問題ではない。しかし、¹三で検討した²の著作者の論考にも、この言葉は登場する。
 な³ *La lutte contre la contrefaçon*, colloque du 23 juin 1994, Ministère de l'économie, Ministère du budget Editions. の裏表紙によれば、⁴世界中でコピーされる商標のうち七割がフランスのものだという。
- (31) J. Cedras, Les oeuvres collectives en droit français, *RIDA* n° 102, 1979, p. 7.
- (32) ドイツ・イギリス・アメリカにおける創作者主義の歴史的展開について、潮海久雄「著作権法における創作者主義の変遷過程 (二) —職務著作制度の分析を中心として—」法学協会雑誌一一七巻五号六一六頁以下。
- (33) 日本法への示唆は、若干の指摘にとどめざるを得ない。まず、⁵法典L.1132条三項の「出版、発行、および公表」に該当するためには、企業が著作物を商業的に「利用」していればよいと考えられていること(判決3参照)が、著作権法一五条一項における「公表」要件の拡大解釈をめぐる議論を想起させる(ただし、フランスでは、未公表著作物の著作権が企業に帰属するかどうかは議論されていないようである)。次に、判決4、6にみられる占有理論には、日本における、著作権の準占有による時効取得をめぐる議論との接点があるかもしれない。この点の解明も今後の課題としたい。